

大分市上下水道事業公告第192号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和7年7月18日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 大分市公共下水道事業 政所地区管渠基本設計測量業務委託
- (2) 履行場所 大分市 大字政所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月19日まで
- (4) 業務内容 管渠基本設計 分流式（雨水・汚水共）-----10.56ha
路線測量-----1.31km
- (5) 予定価格 ￥11,991,000－（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 設けない

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ① 大分市契約監理課へ提出し認定された令和7・8年度大分市競争入札参加資格審査申請における（申請書 様式3）「測量等実績高」において、①「競争入札参加資格希望業種区分」業種：土木コンサル（業務内容：下水道）の④「直前2か年間の年間平均実績高」が、10,000,000円以上の者であること。
- ② 照査技術者及び管理技術者は、下表に記載する者をそれぞれ配置できること。（入札執行日を基準として過去3か月以上にわたり入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）ただし、照査技術者と管理技術者は兼任できない。

照査技術者	別添「資格種類別担当業務内容一覧表（第5段階）」に記載されている、土木コンサルタント（下水道）に係る有資格者1名
管理技術者	別添「資格種類別担当業務内容一覧表（第5段階）」に記載されている、土木コンサルタント（下水道）に係る有資格者1名

照査技術者	別添「資格種類別担当業務内容一覧表（第5段階）」に記載されている、測量（測量一般）に係る有資格者1名
管理技術者	別添「資格種類別担当業務内容一覧表（第5段階）」に記載されている、測量（測量一般）に係る有資格者1名

- ③ 大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1700号。以下「審査要綱」という）により、業種区分 土木コンサル（下水道）

について、入札参加資格の認定を受けている者であること。

- ④ 公告日において、大分市に本店又は大分市との契約について委任を受けた営業所（支店）があること。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 公告日から入札予定日の前日までの間のいずれの日においても、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑦ 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑧ 入札予定日以前3か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは、主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑨ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

3 入札手続等

（1）契約担当課

〒870-0045

大分市城崎町一丁目5番20号 大分市上下水道局本庁舎 3階

大分市上下水道局経営企画課

電話 097-538-2404（直通）

ファクス 097-535-1241

メール jogesui-keiei@city.oita.oita.jp

（2）本公告内容の交付の期間、場所及び方法

① 交付期間

令和7年7月18日（金）から令和7年8月7日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 交付場所及び方法

インターネット（大分市役所ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>）によるほか、3の（1）においても交付する。

（3）本業務に係る設計書等（以下「設計書等」という。）の交付の期間及び方法

① 交付期間

3の（2）の①に同じ

② 交付方法

交付希望者は、契約担当課に事前に電話連絡のうえ、メールにて交付を受けること。

(4) 設計書等の質疑応答

- ① 設計書等に質問がある場合には、次によりファクスまたはメールで提出すること。
その際、契約担当課に事前に電話連絡をすること。

ア 提出期間

令和7年7月22日(火) から令和7年7月28日(月)までの午前8時30分
分から午後5時15分まで

イ 提出先

3の(1)に同じ

- ② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

質問があった翌日から起算して2日後までに開始し、開札予定日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所

3の(2)の②に同じ

4 入札書等の提出期間及び方法

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)及びその添付書類

(2) 入札書到着締切日時

令和7年8月7日(木) 24時00分 必着

(3) 郵送先

〒870-8799 大分中央郵便局留

大分市上下水道局上下水道部 経営企画課

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とし、**二重封筒によらない場合は無効とする。**

- ② 内封筒に、提出書類のうち、ア入札書を入れ封入し、封筒表面に件名、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きして、裏面を届出印で封緘する。

内封筒は、1件の入札につき1通とする。

1通の内封筒に複数の入札書を入れることはできない。

- ③ 外封筒に、**②の内封筒並びにイ競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類**を入れる。

外封筒表面に「入札書在中」と朱書きし、宛先を記入する。封筒裏面に、差出人の商号又は名称を記入する。

- ④ **一般書留又は簡易書留のいずれかにより入札書到着締切日時(必着)厳守で郵送する(普通郵便不可)。**

なお、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は一切認めない。

- ⑤ **入札書を内封筒に2枚以上入れた場合や、封筒に記載された件名等と同封の入札書に記載されている件名等が異なる場合は無効とする。**

【別紙1】参照

(5) その他

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札書には、大分市における入札参加資格の手続きにおいて提出している「競争入札参加資格審査申請書」に記載した住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し（競争入札参加資格審査申請時に委任状を提出している場合はその代理人（支店長等））、届出を行った印で捺印すること。（入札書記入例 参照）
- ③ 入札辞退の場合は、事前に辞退届を担当課へ提出すること（普通郵便可）。
- ④ **入札書等は、鉛筆やフリクションペンなど消去可能な筆記具は避け、ペン又はボールペンで記入すること。**

5 現場説明会 実施しない。

6 入札保証金 免除とする。

7 開札の日時、場所及び方法

- (1) 日 時 令和7年8月8日（金） 午前10時30分
- (2) 場 所 大分市城崎町一丁目5番20号 大分市上下水道局 5階 51会議室
- (3) 立 会 入札事務に関係のない職員を立会人とする。
- (4) 入札回数 初度のみの1回とする。
- (5) 入札金額 入札書に記載する金額は、1の(3)に記す履行期間（契約締結日から令和8年3月19日まで）全体に対する金額であること。
- (6) そ の 他 開札の結果、入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「落札候補者」という。）が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。
くじによる決定方法は以下のとおりとする。
ア 入札参加者はあらかじめ3桁以内の任意の番号（「0」から「9」までの数字を3文字組み合わせたもの。ただし、「000」を除く。）を入札書に記載する。くじ番号の記載がない場合は「999」を割りあてる。
イ 同価入札者は、大分市の建設コンサル競争入札参加有資格者名簿の業者番号の小さい者から順に0、1、2・・・と入札番号を割り振る。
ウ 同価入札者のくじ番号の合計を同価入札者の人数で割り、余りを算出する。
エ 上記で得られた余りと、イで割り振られた入札番号が同じ者が落札候補者となる。

【別紙2】参照

8 競争入札参加資格の確認及び落札者の決定等

(1) 開札終了後、落札候補者の申請書等について審査し、落札候補者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、当該落札候補者を落札者として決定するものとし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）が競争参加資格を満たしていることを確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、順に同様の手続きを行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合は、直ちに落札者へ電話連絡するとともに、入札執行日の翌日から起算して7日を経過する日より大分市のホームページにおいて入札結果を公表するものとする。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、8の通知日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を、書面（様式は自由）をファクスまたはメールで提出することにより求めることができるものとする。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して8日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に書面により回答する。

(3) (1)の書面の提出先は、3の(1)の契約担当課とする。

10 契約保証金 大分市契約事務規則第7条第8号の規定により免除とする。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者としての資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑦ 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ⑧ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑨ **設計書等の交付を受けていない者のした入札**
- ⑩ **一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した者の入札**

- ⑪ 指定する郵送先以外に郵送した入札
- ⑫ 入札書到達締切日時を経過した後に到達した入札
- ⑬ 内封筒及び外封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載をした者の入札
- ⑭ 二重封筒によらない入札
- ⑮ 入札書を内封筒に２枚以上入れた場合や、封筒に記載された件名等と同封の入札書に記載されている件名等が異なる入札
- ⑯ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

12 支払条件

前金払 あり（ただし、請負代金額が１３０万円以下の場合はない）

部分払 なし

13 その他

- （１）この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- （２）申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- （３）契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。
 - この場合において、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合
 - イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合
 - ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合
- （４）契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、（３）のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。
 - この場合において、契約担当者は落札決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- （５）この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加しなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
- （６）入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- （７）その他不明な点は、大分市上下水道局経営企画課まで照会のこと。

電話 ０９７－５３８－２４０４